

病後の登園開始届について

園児が、伝染性の病気に罹ったときは、幼稚園から出席停止命令を出す（欠席扱いをしない）ことになっています。

幼稚園では、右面のように「登園開始届」を発行して、出席停止期間の特定をしていますので、園児が伝染性の病気に罹って病院で受診した時に、『病名・登園してはいけない期間』を主治医に確認していただき、その内容を登園開始届に記入捺印の上、幼稚園に提出して下さいませ、お願い致します。

各種伝染性病気とその出席停止期間の基準 【学校保健安全法による】

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 一 種	インフルエンザ（流行性感冒）	発症した後5日を経過し、 かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで
	麻疹（はしか）	熱が下がった後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	紅斑性の発疹が消え去るまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が固まるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、 かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第 三 種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において 伝染の恐れがないと認めるまで
	※ この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、 ウイルス性胃腸炎、溶連菌感染症、RS ウイルス感染症、伝染性紅斑（りんご病）、 手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、アタマジラミ、とびひ等	

第一種の法定伝染病は、伝染病予防法によって、治癒するまで強制隔離などの規制を受けるので省略しています。

幼稚園は園児たちが集団で生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人が快適にできるよう、上記の感染症等については、出席停止期間の基準を参考にかかりつけ医の診断とお子さまの様子から、登園を開始して頂きたく存じます。

登園開始届

大東中央幼稚園園長 様

組

園児氏名

【病名 (該当疾患に○印を付けてください。)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. インフルエンザ | 6. 水痘 (みずぼうそう) |
| 2. 百日咳 | 7. 咽頭結膜熱 (プール熱) |
| 3. 麻疹 (はしか) | 8. 新型コロナウイルス感染症 |
| 4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 5. 風しん (3日ばしか) | 10. 流行性角結膜炎 |
| 11. その他の伝染病 | |

上記病名で、 年 月 日～ 月 日までの間、
欠席でしたが、医療機関 _____ により、
主要症状が無くなり、登園して差し支えないと診断されましたので、
お届けします。

年 月 日

保護者氏名

印